令和4年

富岡町議会会議録

第4回臨時会

5月12日開会・閉会

富岡町議会

令和4年第4回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 5月12日(木曜日)

○議事日程	
○本日の会議に付	した事件 ····································
○出席議員	
○欠席議員	
○説明のため出席	した者
○事務局職員出席	者
開 会	(午前 9時00分)3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員	の指名
○会期の決定 …	3
○臨時会招集理由	の説明
○報告第 2号	専決処分の報告について ······· 4
○議案第34号	専決処分の報告及びその承認について
○議案第35号	専決処分の報告及びその承認について
○議案第36号	専決処分の報告及びその承認について
○議案第37号	専決処分の報告及びその承認について
○議案第38号	工事請負契約について
○議案第39号	工事請負契約について
○閉会の宣告	
閉 会	(午前11時00分)

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和4年第4回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和4年5月12日(木)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 臨時会招集理由の説明

日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

日程第 6 議案第35号 専決処分の報告及びその承認について

日程第 7 議案第36号 専決処分の報告及びその承認について

日程第 8 議案第37号 専決処分の報告及びその承認について

日程第 9 議案第38号 工事請負契約について

日程第10 議案第39号 工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番	堀	本	典	明	君	2番	佐	藤	教	宏	君
3番	佐	藤	啓	憲	君	4番	渡	辺	正	道	君
5番	高	野	匠	美	君	6番	遠	藤	_	善	君
7番	安	藤	正	純	君	8番	宇包	左神	幸	_	君
9番	渡	辺	三	男	君	10番	高	橋		実	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町 男 長 山 本 育 君 副 町 長 髙 野 剛 君 副 町 長 竹 原 君 信 ተኪ

教 育 長 岩 崎 秀 君 会計管理者 杉 植 昭 弘 君 参 事 君 林 紀 夫 総 務課 長 長 徳 仁 君 企 画 課 原 田 税 務 長 宏 君 課 斉 藤 住 民 課 長 猪 狩 力 君 之 福祉 課長 飯 塚 裕 君 健康づくり課長 遠 藤 博 生 君 生活環境課長 杉 本 良 君 産業振興課長 坂 本 隆 広 君 都市整備課長 志 賀 智 秀 君 教育総務課長 猪 狩 直 恵 君 生涯学習課長 佐 藤 邦 春 君 郡山支所長 黒 澤 真 也 君 いわき支所長 安 倍 敬 子 君 総務課課長補佐 大和田 豊 君 兼秘書係長 産業振興課課 長補佐 森 研 君 大 都市整備課長 推佐兼 佐 藤 美津浩 君 代表監査委員 坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

 議会事務局
 小
 林
 元
 一

 議会事務局主任
 杉
 本
 亜
 季

 議会事務局
 黒
 木
 裕
 希

 議務係
 黒
 木
 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。 町長。

[町長(山本育男君)登壇]

〇町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。令和4年第4回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、ご挨拶

を申し上げますとともに、招集の理由を申し上げます。

まず、福島国際研究教育機構の立地場所について、先月15日に福島県より照会があり、本町から立地候補地の提案があることを今月10日に意向書の提出をもって表明いたしましたので、ご報告をいたします。福島国際研究教育機構につきましては、福島をはじめとする東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力、産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる創造的復興の中核拠点となることを目指し国が設立するものであり、町といたしましても設立の趣旨を十分に理解し、双葉地域の中核としての本町の役割をしっかりと果たしてまいるために、その立地を強く希望するものであります。

本町は、双葉地域の中心にとどまらず、浜通りの中心に位置し、他の地域との往来や交流の結節点であり、道路、上下水道をはじめとするライフラインの充実など社会インフラが集積されるとともに、福島国際研究教育機構が既に立地する廃炉環境国際共同研究センターなどと連携しやすい環境にあります。また、歴史的にも盛んに人々が交流し、他の地域からの往来や移住が続いてきた町であることから、元来研究者や学生など、福島国際研究教育機構に集う方々を積極的に受け入れる開放的な地域土壌を持っており、何よりも世界に目を向けた研究、教育のための中核拠点の立地について住民皆様の理解がある町であります。町といたしましては、本町が地域の復興、創生、そして新たな地域発展モデルの礎となる福島国際研究教育機構の立地に高いインセンティブを持ち、福島国際研究教育機構の取組による様々な効果を福島県全体へ最大限に波及させることができる町であることを強く訴え、立地に向けて全庁を挙げ力強く取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力、そして力強い後押しをお願い申し上げます。

なお、福島国際研究教育機構の立地決定につきましては、立地候補地の提案がある自治体が提出する調査票に基づく福島県の現地調査とヒアリングを経て福島県が候補地を選定し、本年9月に国が決定するとのスケジュールが示されておりますので、ご承知おきいただくよう申し添えます。

さて、本臨時会は、町道における交通事故の和解について行った専決処分についてご報告いたしますとともに、富岡町税条例の一部を改正する条例並びに令和4年度富岡町一般会計補正予算(第1号)など、専決処分の報告及びその承認についての4件、また野菜集出荷施設敷地造成工事並びに富岡町複合商業施設屋根改修工事の仮契約が調いましたことから、工事請負契約の締結についての2件、合計7件の議案等を提出いたすものです。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

[○]報告第2号 専決処分の報告について

[○]議長(高橋 実君) 次に、日程第4、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明を町長より求めます。 町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 報告第2号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和4年2月13日に発生した町道岩井戸線を通行中の車両に損害を与えた交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(志賀智秀君) おはようございます。それでは、報告第2号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告第2号別紙、専決第6号専決処分書を御覧ください。本件は、町管理の町道における第三者車両に与えた損害について、賠償により和解した案件でございます。和解相手方は、住所、富岡町大字上郡山字清水41番地の4、氏名、渡辺圭太であります。争いの実情は、令和4年2月13日午後4時20分頃、渡辺氏が町道岩井戸線を自動車で走行中、前方にあった倒木に気づき、100メートル手前から制動をかけるも、当時は積雪により路面状況が悪く、停止することができずに倒木に接触し、車両左側のヘッドライトを破損したものであります。本件の過失割合については、町道を管理する町が1割、相手方が9割と認定され、損害額42万円の1割に相当する4万2,000円を町が負担することで示談が成立し、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

○議長(高橋 実君) 次に、日程第5、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を 議題といたします。 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明を町長より求めます。 町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本年3月31日付で富岡町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。 ○議長(高橋 実君) 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長(斉藤一宏君) おはようございます。それでは、議案第34号 専決処分の報告及びその 承認についての内容をご説明いたします。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律及び政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものであります。

今回の改正は、現下の経済、社会情勢や新型コロナウィルス感染症による影響を踏まえ、住民税において住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長し、新築の認定長期優良住宅に係る所得税額の特別控除の適用期限を2年間延長すること、固定資産税では新築住宅に対する固定資産税の軽減措置及び耐震改修や省エネ改修などを行った住宅に対する軽減措置の適用期限を2年間延長すること、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とするなどが主な改正内容となっております。

それでは、富岡町税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第34号別 紙資料、新旧対照表、第1条による改正、1ページから3ページを御覧ください。第18条の4は、D V被害者の援護措置を規定する法律改正に伴い、記載のとおり括弧書きを追加するものであります。第24条第2項及び第32条第1号は、条文中、「扶養親族」の次に「年齢16歳未満の者」以下、記載のとおりの文言をそれぞれ追加するものです。第33条第4項及び同条第6項は、所得に係る申告方法の統一により、規定の整備を行うものです。

4ページを御覧ください。第34条の7第1項第1号は、経過措置期間の終了により括弧書きを削り、 第34条の9第1項及び第2項は、確定申告書によって控除を行う規定の整備になります。

5ページから7ページを御覧ください。第36条の2第1項は、公的年金受給者の申告に係る規定の整備で、同条第2項は省令改正による項ずれを修正するものです。第36条の3第2項及び同条第3項は、それぞれの字句の修正を行い、第36条の3の2及び第36条の3の3は、見出しを「扶養親族等申告書」にそれぞれ改め、所得等のある配偶者等の申告要件の見直しに伴い、規定の整備を行うものです。

8ページから9ページを御覧ください。第48条第9項及び同条第15項は、法律改正による項ずれを修正し、第53条の7は退職手当支払いに係る省令改正に伴い、記載の文言を追加するものです。第73条の2及び第73条の3は、DV被害者の援護措置を規定する法律改正に伴い、記載のとおり括弧書きをそれぞれ追加するもので、附則第5条第1項は、条文中「扶養親族」の次に「年齢16歳未満の者」以下、記載のとおりの文言を追加するものです。

10ページから13ページを御覧ください。附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長により、条文中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」にそれぞれ改め、附則第10条の2は地方税法に規定する固定資産税の特例措置を規定しており、第3項から第19項まで法律改正による項ずれを修正し、第6項以下をそれぞれ繰り下げるとともに、新たに第6項、第21項、第22項を新設するものです。附則第10条の3第9項及び同条第11項は、省エネ改修工事等を行った住宅の特例措置を規定する法律改正で、それぞれの文言に「等」を加え、附則第12条第1項は、商業地等における税額の上昇幅を抑制する措置が講じられることにより、記載のとおり括弧書きを追加するものです。

14ページから17ページを御覧ください。附則第16条の3第2項は、株の配当等に係る課税の特例で、 法律改正に合わせ規定の整備を行い、附則第17条の2第3項は適用条項の削除に伴う条文の削除になります。附則第20条の2第4項は、国内法人等の外国居住者等に係る課税の特例で、法律改正に伴う規定の整備を行い、附則第20条の3第4項及び第6項は、国内に居住する外国籍の就労者等に係る課税の特例で、こちらも法律改正に伴い、規定の整備を行うものであります。附則第26条は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴い、条文を削除するものです。

新旧対照表、第2条による改正、18ページから19ページを御覧ください。第36条の3の3第1項は、 条文中、「又は扶養親族」の次に「年齢16歳未満の者又は」を追加し、「有しない者を除く」を「有す る者」に改めるものです。附則第2条第4項は、個人の町民税に係る条項を令和6年度より適用する ための改正になります。

説明は以上になります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕 ○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ○議案第35号 専決処分の報告及びその承認について
- ○議案第36号 専決処分の報告及びその承認について
- ○議案第37号 専決処分の報告及びその承認について
- ○議長(高橋 実君) 次に、日程第6から日程第8までの議案審議に入りますが、皆様にお諮りいたします。

日程第6から日程第8までの議案について関連がありますので、朗読及び提案理由並びに内容の説明については一括で行い、議案の質疑、採決については日程のとおりに議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

それでは、日程第6、議案第35号 専決処分の報告及びその承認について及び日程第7、議案第36号 専決処分の報告及びその承認について並びに日程第8、議案第37号 専決処分の報告及びその承認についての朗読を総務課長補佐より求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明を町長より求めます。 町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 議案第35号、議案第36号及び議案第37号の専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた公共施設等の修繕に必要となる費用を早急に確保するため、令和4年度富岡町一般会計補正予算(第1号)、令

和4年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の3件を地方自治法第179条第1項の規定によりそれぞれ専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告及びその承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) それでは、議案第35号 専決処分の報告及びその承認についての 内容を説明いたします。

ご報告申し上げ、その承認を求めます今回の専決処分事項は、本年3月16日深夜の地震による施設被害等に早急に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました令和4年度富岡町一般会計補正予算(第1号)でございます。なお、公共下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計においても同様の目的の予算補正を同様に専決処分いたしておりますので、そのご承認をいただきたく、議案第36号並びに議案第37号として本臨時会に提出をいたしております。これらの議案につきましては、本件と同様の理由による予算補正の専決処分でございますので、本件と併せてご説明をさせていただきますことをご了解いただきたいと思います。

まずは、議案第35号について説明申し上げます。令和4年度富岡町一般会計補正予算(第1号)予算書を御覧ください。5ページをお開き願います。歳入による予算補正でございます。第18款繰入金、第2項基金繰入金1億1,115万4,000円の増額は、歳入歳出予算の調整のために財政調整基金より繰入れをすることによるものであります。

おめくりいただき、6ページを御覧ください。歳出における予算補正の内容を申し上げます。第2款総務費、第1項総務管理費500万円の増額は、庁舎施設の修繕に要する費用を計上したことによるものでございます。

第3款民生費、第3項災害救助費297万5,000円の増額は、災害救助法の適用により一般家屋の被害 が応急修理制度の対象となることから、その見込み費用を計上したことによるものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費1,010万円の増額は、上手岡多目的集会所の外壁、天井、内装 クロス等の補修費を計上したものであり、加えて農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上したこ とによるものでございます。

第7款商工費、第1項商工費122万9,000円の増額は、さくらモールとみおかの壁、天井、防煙垂れ 壁等の補修費を計上したことによるものでございます。

第8款土木費、第4項都市計画費890万円の増額は、公共下水道事業特別会計への繰出金を計上したことによるものでございます。

第10款教育費4,370万円の増額は、第4項幼稚園費において遊戯室やランチルームの壁などの補修費として70万円の増、第5項社会教育費において文化交流センター学びの森の会議室等の壁や天井、

和室建具、防炎垂れ壁などの補修費として3,500万円の増、第6項保健体育費において総合体育館に建物の安定性に関わる被害が確認されたことから、体育館の大規模改修の必要があり、改修方法の検討や概算工事費の算出などのための基本設計費として800万円の増としたことによるものでございます。

第11款災害復旧費2,880万円の増額は、第1項農林水産施設災害復旧費において、ため池、林道等の調査設計費として580万円の増、第2項公共土木施設災害復旧費において町道等の調査設計費として2,300万円の増としたことによるものでございます。なお、災害復旧事業の申請を予定いたしますこれらの施設に係る復旧費用の予算補正につきましては、今回の補正予算においては調査設計費のみにとどめ、調査設計の進捗などに合わせて今後において工事費や補償費などの予算補正を随時してまいることといたしますので、ご承知おきくださるようにお願いしたいと思います。

第14款予備費でございます。第14款予備費、第1項予備費1,045万円の増額は、今回の災害に対応すべく既に予備費を充用していることから、今後の不測の事態に対応するために追加補正ということをさせていただくものでございます。これらにより、歳入歳出それぞれ1億1,115万4,000円の増額補正としたものでございます。

次に、議案第36号 専決処分の報告及びその承認についての内容を申し上げます。令和4年度富岡 町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)予算書を御覧ください。23ページをお開き願いたいと 思います。歳入における予算補正でございます。第4款繰入金、第1項繰入金890万円の増額は、歳 入歳出予算の調整により、一般会計から繰入れを行うことによるものでございます。

おめくりいただき、24ページを御覧ください。歳出における予算補正でございます。第1款事業費、第1項下水道事業費890万円の増額は、下水道管渠の被害状況と被害範囲の絞り込みのための調査、またその復旧設計に要する費用を計上したものでございます。これらにより、歳入歳出それぞれ890万円の増額補正としたものでございます。

続きまして、議案第37号 専決処分の報告及びその承認についての内容を申し上げます。令和4年 度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)予算書を御覧ください。37ページになります。 歳入における予算補正でございます。第4款繰入金、第1項繰入金810万円の増額は、歳入歳出予算 の調整により一般会計から繰入れを行うことによるものでございます。

おめくりいただき、38ページを御覧ください。歳出における予算補正でございます。第1款農業集落排水事業費、第1項集落排水事業費810万円の増額は、集落排水管渠の被害状況と被害範囲の絞り込みのための調査、またその復旧設計に要する費用を計上したものでございます。これらによりまして、歳入歳出それぞれ810万円の増額補正となったものでございます。

なお、災害復旧事業の申請を予定いたします公共下水道施設、それから農業集落排水施設に係る復旧費用の予算補正につきましては、今回の補正においては調査設計費のみにとどめ、調査設計の進捗などに合わせて今後において工事費や補償費などを随時補正してまいるということにいたしておりま

すので、この点についてもご承知おきをいただくようにお願いいたします。

議案第35号から議案第37号についての説明は以上でございます。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

初めに、日程第6、議案第35号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。 質疑の方法については、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行い たいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きください。10ページ、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(高橋 実君) 歳出の部に入ります。12、13ページございませんか。 「「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高橋 実君) 14、15ページ。

6番、遠藤一善君。

- ○6番(遠藤一善君) 全体的に関わることなのですけれども、一番額が大きい5番の文化交流センター費のことでお聞きしたいのですけれども、思いのほか大きな地震が続いております。実際には耐震上は昭和56年の規定で多分オーケー、駄目となっているのですけれども、現実には平成12年度の以降に大きな法の改正はなされていないのですが、昨今の被害を見ますと本体、倒壊のおそれがある状態ではない危険性の伴うものが特に大型、大きな面積を有するもので多くなっています。文化交流センターは、何度も何度もやはり、当然大きいものですので、いろんなところに地震の被害が出ていると思うのですけれども、その都度その都度、地震で揺れていますけれども、地震そのものの性質が違うという状況が出ています。これからも地震が頻発されるという状況でいっているときに、取りあえず応急修理として出しているのだと思うのですけれども、ただ復旧するだけで考えているのか、それとも改善策も含めながら修理をしているのか、ちょっとお聞かせください。
- ○議長(高橋 実君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) ご質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、議員おっしゃったとおり、復旧工事という形で実施させていただきたいと思います。このような大きな地震等が起こっておりますので、今後につきましてはいろいろ検討していきながら、より耐震に力を入れた復旧工事等も考慮し、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(高橋 実君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 災害復旧のところの専決処分なので、ある程度は分かってはいるのですけれども、ただ確かに応急修理は絶対必要なのですが、人が集まるところの使用が禁止になるようなことがないように改修していかなければいけないと。全ての予算を復旧費に賄うのではなくて、いろんな形で出たときにプラスでやはり通常の状態で改善しなければいけないと思うのですけれども、今話にはあったのですけれども、具体的にここでできなかったことはどうしていく予定にしているのでしょうか。
- ○議長(高橋 実君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(佐藤邦春君) お答えいたします。

今後どういった改修をしていくことが今後の耐震性を上げるような形になっていくかというような ことも検討してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(高橋 実君) 14ページ、15ページ、ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、16、17ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

- ○2番(佐藤教宏君) ありがとうございます。私からも全体的なことになってしまうかもしれないのですけれども、今回地震の被害ということで、修繕は早急にされることが必要だと思っております。その中で、財源について全て財政調整基金の繰入れということで財源がなっておりますが、今後何か補助金であったり保険金であったり、そういったものが入ってくる予定があるのかお教えください。 ○議長(高橋 実君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(林 紀夫君) 今後において災害復旧の財源となるものにつきましては、災害復旧事業申請をした後にはなりますけれども、各種施設に対応する災害復旧補助金というものが収入されると見込んでおります。それから、保険金というお話もありました。保険金につきましては、火災保険等々施設全て入っておりますが、地震等々につきましてはお見舞金という形での申請による収入はありますが、これは非常に少額と考えていただいて結構だと思います。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君。
- ○2番(佐藤教宏君) 分かりました。想定の中でも結構ですので、どのぐらいの金額を全体的に見

込めるのか、もし見込んでいるのであれば教えてください。

○議長(高橋 実君) 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) 今回専決処分させていただきました予算においても、実は工事費等々を計上することができておりません。というのは、被害状況をしっかりと確認をし、どの範囲で復旧が必要なのかというところをまずは確定させなければならない、その確定がないと復旧工事費等々の積み上げができないということで、計上はしていないところでございます。ということでございますので、調査、それから設計等々の結果を見なければ、いかほどの復旧費が必要なのかというのは、超概算ではつかんでおりますが、正確には出ません。その後、災害復旧事業を申請し、災害査定を受けた形で実は認定されていくものでございますので、申し訳ございませんが、どの程度の補助金というところも今申し上げることはできません。ただ、最低でも補助金の率については50%から75%というところが定額になっておりますので、認定されればその程度は収入を見込めるという状況だと考えていただいて結構だと思います。

以上です。

○議長(高橋 実君) 2番、佐藤教宏君。

○2番(佐藤教宏君) ありがとうございます。50%から75%、認定されればということですけれども、そういった可能性があるということで、安心しました。今後、財源がつかない大規模改修であったり、地震の被害の改修であったり、そういったもの、今回も1億円という大きな数字になってきておりますので、計画的に基金を積み立てて、計画的に修繕していくような考え等はございますか。

○議長(高橋 実君) 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) 昨年度において、公共施設の長寿命化を目指してどのような管理をしていくのかという計画の変更をしております。これに基づいて各施設管理者が、先ほどの6番議員の質問にも通ずると思いますが、施設の長寿命化計画を立てながら計画的に改修、それから補強をしていくというのが基本の話になろうかと思います。これはまだ固まってはいないものですから何とも言えませんけれども、方向としてはそういう方向になります。そのためにも財政調整基金、それから町政振興基金というものをしっかりと確保しながら臨んでいくという態度が必要だと認識しております。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第35号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第36号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。この件については、項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。28ページから31ページまで、ございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) 31ページ、公共下水道、この後の農業集落も同じなのですけれども、我々もびっくりするぐらい下水道の道路が陥没したりとかしていて、これから調査設計ということなのでしょうけれども、これも先ほどと同様の話になってくるのですけれども、この調査設計の依頼はただ管渠を直すという、壊れているところを直すというだけの調査の依頼になるのか、それとも管渠そのものに耐震性とか液状化の問題とか、埋戻しの工法とか管渠の設置の方法、そういうことも含めて調査の委託をするのかどうかちょっとお聞かせください。

- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(志賀智秀君) お答えいたします。

今回予算に計上しております公共下水道の調査設計委託料の内容につきましては、管渠のテレビカメラの調査委託料、延長1.1キロメートル及び災害査定設計委託料、延長0.7キロメートルでございます。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第36号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第37号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。この件については、項目が少ないことから、歳入歳出を一括して質疑を承ります。42ページから45ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ項別審査を終わります。

総括質疑を承ります。ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) 災害査定のための調査設計ということで出ているのは理解できるのですが、 地震のたびに道路が陥没して道路の通行ができないというようなことはやはり極力避けるべきだと思 うのです。特に相当長い距離で陥没が起きているところが多数見られますので、ぜひとも、当然災害 復旧の部分のものは必要なのですが、この先なるべくそういう形を起こさない、液状化を起こさない ような状況というのをつくれるならばつくっていっていただきたいと思うのですけれども、その辺に 対する考え方は今後どう進めていくのかちょっと教えてください。

- ○議長(高橋 実君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(志賀智秀君) お答えいたします。

現在、原因を調査中でございます。その調査結果を受けまして、再度災害防止に向けた対策を検討 していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) 議案第35号、第36号、第37号を、個別にやってもあまり意味ないからやらなかったのですが、6番議員が言うように、地震のたびに体育館が壊れたり下水が壊れたり、これ地震災害ですから何ともしようがないといえばしようがないのです。ただ、公共物、公共施設というのは、いざ有事の際に町民の大事な避難場所に指定される部分なのかなと思うのです。最後のとりでが地震のたびに壊れて使えなくなるような状況だと、町民はどこにつかまればいいか分からなくなってしまいますので、災害査定で、地震で被害を負った部分だけ直すのも一つの方法ですが、そのときに強度の面とかいろんな面を考えて、より強固なものにしていくというのも一つの方法かと思うのです。それを考えると予算が伴ってきますので、修繕費が膨大に膨らむ。これは膨らんでもしようがないと思うのです。下水であれば、今6番議員が言ったように、液状化。液状化は防げないと思うのです、幾らやっても。ただ、施工方法によっては多少はクリアできる面があるのかなと。建物に関しては、今回の地震で天井がやられたとすれば、同じ天井の施工をしてあるところないのかとかあるのかとかきっちり検討して、早急に強固にしていかなければならないと思うのですが、この災害査定の部分だけ

を考えてやらないで、もう一歩も二歩も進んで修理することを考えていただきたいと思うのですが、 どうですか。

○議長(高橋 実君) 竹原副町長。

○副町長(竹原信也君) ご指導ありがとうございます。今もっともなことをご指摘されました。公 共施設は、当然そういう被災あったときに町民のよりどころとなるところでございます。そちらにつ きまして、まずは災害復旧という形で国の補助金をもらいながら復旧するとともに、原因を確認しな がら、より強固に公共施設として地震に耐えられるようなところとして考えていきたいと思っていま す。道路につきましても、同じように液状化、なかなか難しいところでございますが、そちらにつき ましても当面安全に通行できるような対策も考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたし ます。

以上です。

○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) ありがとうございます。自然災害ですから、これは何とも方法ないという考えは私も持っています。ただ、自然災害だから、自然災害だからということで、前段に言ったようなことを、度々起きて使えなくなるような状況であれば困った問題になりますので、ぜひ予算獲得、大変だとは思っております。ただ、大変な中にもやっていくのが行政でありますので、ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 町長から何かある。 町長。

○町長(山本育男君) 今のご指導、大変ありがとうございます。我々も今9番、渡辺議員からあったように、町民のために公共施設、今後とも支障がないように整備していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 討論なしと認めます。

これより議案第37号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(高橋 実君) 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 10時10分まで休議します。

休 議 (午前 9時54分)

再開 (午前10時06分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

○議案第38号 工事請負契約について

○議長(高橋 実君) 次に、日程第9、議案第38号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明を町長より求めます。 町長。

[町長(山本育男君) 登壇]

○町長(山本育男君) 議案第38号 工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町複合商業施設屋根改修工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(坂本隆広君) それでは、議案第38号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本事業は、町内で買物環境を整備するため、平成29年春にグランドオープンしましたさくらモールとみおかにおいて、近年雨漏り状況が確認されていることから、建物の長寿命化を図り、快適な買物環境を確保するために屋根改修工事を実施するものであります。財源につきましては、原子力発電所施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、廃炉交付金を充当いたします。4月26日に指名競争入札が執行され、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

別紙資料1ページ、議案第38号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書であります。工事の名称は、富岡町複合商業施設屋根改修工事です。工事の場所は、富岡町中央3丁目地内、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和5年1月16日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め1億8,920万円であり、請負者は株式会社丸東、代表取締役、西山由美子です。

2ページに本契約の特約条項、3ページには入札状況調書を添付しております。

次に、5ページ、議案第38号別紙資料2を御覧ください。まず、資料上段、左側に改修の目的と主な財源を記載しております。こちらにつきましては、ご確認をお願いいたします。

次に、資料右上の四角囲みの部分につきまして、今回実施する工事の内容を記載させていただいております。まず、1つ目としまして、屋根からの雨水浸入を防ぐため、既存屋根に保温材を設置し、その上にシート防水材を敷設する工事でございます。左下、平面図の青着色部について本工事の対象範囲となります。

2つ目としまして、管理通路の下の部分、平面図でいいますと赤着色でL字の部分となりますが、 こちらにつきましては保温材の設置とシート防水材の敷設ができないため、さび落としを行いまして、 さび止めの塗装を行う工事となります。また、図面の中で赤着色の4つの長方形の部分があると思い ますが、こちらにつきましてはハト小屋と呼ばれる部分となりますが、こちらにつきましても同様の 処理を行います。

3つ目といたしまして、外壁部のクラック部や屋上外周部に落下防止等のために設置されている立ち上げ壁の接合部にシーリングを行います。また、雨漏りの影響などがありました貸し事務所側給湯室の床、壁、天井の一部について改修を実施いたします。資料右側、中ほどより保温材設置及びシート防水材敷設部の断面図、各施工箇所別の工法と数量を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

本工事の実施に当たりましては、複合商業施設のテナント各社、貸し事務所入居者の皆様と十分に調整を行いながら、業務に影響が出ないように工事を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 4番、渡辺正道君。
- ○4番(渡辺正道君) ありがとうございます。今の説明聞いたのですが、この施設を改修、改善するに当たって、これは町内在住者、居住者の重要なインフラの一つと考えております。それで、特にこの施設は食品等々を扱っている施設だと思うのですが、その辺の安全といいますか、事食べるものですから、安全の担保と営業時間、休業とか、その辺のきちっとした日程、予定等はうまくすり合わせを今後するのか、きちっとしてほしいのですが、その辺の考えをもう一度お聞かせください。
- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) お答えいたします。

今回の屋根改修工事につきましては、基本的に現在のさくらモールの営業については通常どおりの 営業を行いながら実施をしていきたいと考えております。食品の安全性ということでございますが、 特に先ほどもありました屋根を中心とした工事となりますので、内部にあります食べ物類について、 工事を実施して危険になるというようなことは特にありませんので、そちらについてはご了解をいた だければと思います。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) 二、三点お聞きします。

この屋根の防水工事といいますか、雨漏りを防止する工事なのですが、ちょっと見たことのないような工法で、こういう工法があるのかなと思って私びっくりしているのですが、もう一度この屋根の、マットを敷いて、保温材を敷いて防水工事ということの中身をもうちょっと詳しく説明してください。あと、保温材プラスシート防水となっていますが、この青の着色、水色の着色ですか、この部分だけしかやらないのか、残っている部分はまだまだもつという考え方なのか。

それと、あとはこの入札状況調書です。これを見ますと、何かちょっと異常を来しているのかなと。本来これだけの工事に4社しか指名されていないと。4社指名された中で1社が辞退ということで、3社の札で決定しているわけですが、これは町の指名の仕方にちょっと問題ありなのかなと私考えております。といいますのは、委員会の後で総務課長にいろいろ説明は受けました。私もいっぱい質問させてもらったつもりです。ここにいろいろ問題になっている、問題って悪い意味での問題ではなくて、問題になっている業者が2社入っていると。2社入っている中で、片方は落札、片方は辞退ということで、この辺に私は問題ありなのかなと思うのですが、その辺もう一回お聞かせください。

あと、4社しか選定していないというのは、指名競争入札の競争の部分がちょっと弱いのではない かなと私思うのですが、その辺もお聞かせください。

○議長(高橋 実君) 最初の1、2問目は産業振興課長、3、4問目は指名委員長である高野副町 長が答弁に回ってください。

産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐(大森研一君) ご質問ありがとうございます。詳しく中身をもう一度ということでしたので。

今現在、複合商業施設につきましては、屋根が段々の折板屋根というものでなってございます。その上にキーストンシートというものを敷いて、その上に保温材を乗せ、そしてその上にシート防水というものを施工していきます。それにより、雨水が全て内どいに流れていくということで屋根からの雨漏れがなくなるというもので考えてございます。

続いて、これ以外、青い着色部以外のところ、まだまだもつのかというところでございます。併せてこちらの部分の調査もさせていただきました。目で見える範囲につきましては、悪いところにつきましてはシーリングを行います。それ以外につきましては十分大丈夫だという判断で、今のところのこの数量となってございます。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 髙野副町長。
- ○副町長(高野 剛君) 入札の指名についてというところでお答えしたいと思います。

まず、指名の仕方というところでありますけれども、今回4社の指名というところでございました。 これまでもこういった請負の予定価格に応じまして指名する業者の数等々については十分検討してき たという経緯がございます。これまでの経緯等々を踏まえてこういった指名をしたというところでご ざいます。

もう一点、辞退が1社あったというご指摘でありますけれども、委員会でも資本関係または人的関係のある者については同一の入札への入れた札については無効とするという規定をこの4月から適用させたところというところでございます。そうした中で事態が生じたということを認識しておりますので、入札自体については適正に執行されたものと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。
- ○9番(渡辺三男君) 屋根に関しては、施工方法に関しては分かりました。

あと、この全面改修か部分改修かということなのですが、同じくふいた屋根ですので、現在の調査では雨漏りしていないにしても、3年、5年たったらどうかということになるとやっぱり問題を生じてくるのかなと私は思うのです。そうした場合に、また二度びっくりしないように、今回足場でも何でもかけるわけですから、そういうことから考えるともう全面やってしまったほうが最終的には経費の削減になるのかなと私は思うのですが、その辺をもう一回ご検討をしていただきたいと思います。

あと、指名に関しては、当然執行部で正当な指名だというのであれば、それは正当な指名だと思う。 ただ、競争の原理はそんなに働かないと思います、3社、4社では。その辺がやっぱり町民から見て 見づらいと。普通の指名だと、やっぱり少なくても6社から8社くらいは入るのが普通なのかなと。 どこでどうやって普通か普通でないかを決めるか、ちょっとその辺の目線は分からないですが、指名 競争入札、町で考えている単価に落ち着く業者に落札になるとは思うのですが、やっぱり5社とか7 社を入れることによって競争の原理が働いて、ちょっとでも安くいいものができるというのが指名競 争入札なのかなと思うのです。その辺ちょっと私は不信感を持つのですが。

あとは、委員会でも説明を受けました。国交省の事例でそういうことは奨励されているよということで、2社、3社に指名は出しますが、同一の会社の業者であれば3社に指名、入札権が行っても2社は辞退しなければ無効にしますよと、1社以上は札入れたら無効にしますよということなのですが、国交省の事例でそういうことがあろうがなかろうが、町民はかなりやっぱりこの辺はシビアで、分かりづらい指名競争入札になってしまうのかなと思うのです。それは、国交省ですから国が奨励しているわけですから、それがいいとやっていくのも一つの方法だし、やっぱり町民に分かりやすく見えるようにきちっと指名を通知したらその指名業者は全業者札入れてもらうような仕組みづくりが私は必要なのかなと思うのです。その辺は今後どう考えていくのか。

- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長補佐。
- ○産業振興課課長補佐(大森研一君) ありがとうございます。全面の改修が必要ではないかという ご質問でございました。ご指摘もごもっともというところございます。業者入りましたら再度調査を させていただき、必要に応じてやらせていただきたいと思います。

また、そちらの検討もさせていただくのですけれども、今回は全面はまた検討させていただきなが らということでやらせていただければと思います。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(林 紀夫君) まず、今回4社指名ということについてお答えをもう一度差し上げたいと思います。

4 社指名になった理由につきましては、入札案件について予定価格だと1億円、2億円近いものでございますので、通常これが新築であったり、もう少し難易度の高い建築工事であれば、町内事業者に加えて近隣のAランク相当の事業者を指名して入札に参加いただくというのが通常でございます。ただし、今回の工事内容につきましては、言い方はちょっと語弊を招くかもしれませんが、既存の屋根の上に屋根をかぶせるといったような工事でございますので、規模は大きいですが、難易度としてはそれほど高くはないと我々考えまして、町内事業者の方々に優先的に受注いただくことがよろしかろうということで、町内事業者のAランク、実は4社ございますので、4社全てを指名したといった経緯でございますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

それから、分かりづらいというところでございます。分かりづらいというところは確かにご指摘そのとおりかもしれませんが、例えば資本関係または人的関係がある方々同士を同一の入札に参加いただくということになると、そこは入札の適正性、談合というところが疑われるということで、入札の適正性が確保できないというところで運用基準を定めたものでございます。これに従って我々は入札を執行し、結果としてそういう落札者がいたということでございますから、入札自体についての適正性が損なわれたものではないと考えていただきたいと、そうはご理解いただきたいとお願いをしたいと思います。

それから、例えばというか、資本関係または人的関係があって、ある企業の子会社ということであっても、我々富岡町内に本社、本店を置き、それから富岡町を企業活動の基盤として活動される事業者につきましては、これは町内事業者であると我々定義しております。町といたしましては、親会社を同一とする子会社が複数あるとしても、これらの事業者が町内事業者であるのならば町内事業者に優先的な受注機会を確保する等のこれまでどおりの考えを町が変えない限り、指名基準にのっとり、該当する町内事業者は指名されるべきだろうと思っております。その上で、入札の適正性を確保するためにはどうしたらいいかというのが運用基準でございますので、皆様にはそのようにご理解をいただければと思います。

それから、数が少なくて競争性が確保できるのかという観点につきましては、今回については工事の難易度等々も考慮しながら、町内事業者様に優先的に受注いただきたいということで、そういう形になっております。通常であればもう少し広げてもいいだろうとも思いますので、これはケース・バイ・ケースということで考えていきたいと思いますので、その考えをご理解いただきたいと思います。以上です。

[何事か言う人あり]

○議長(高橋 実君) 暫時休議します。

休 議 (午前10時28分)

再 開 (午前10時29分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長(坂本隆広君) 先ほどの1つ目の質問でございます。大森補佐で答弁をさせていただきましたが、今回全体的にもっといい工法でできないのかというようなことの質問でしたが、今回ご説明のとおり、ブルーの部分につきましては保温材と、こちらについて防水シートの敷設ということで決定をしております。

あと、赤い部分については、さび落としをしまして塗装というようなことになりますが、調査の結果に基づきまして、こちらが一番最善の工法であるということで決定をしておりますので、こちらについてはできるだけ覆って、雨が入らないということで対策を取っておりますので、こちらで進めさせていただきたいと思います。あと、赤い部分につきましては、覆わないということになりますので、構造上作業が難しいエリアでありますので、できるだけそこの部分についても雨水が入らないようなことで、現場はしっかりと確認をしていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。
- ○9番(渡辺三男君) それでは、この保温材プラスシート防水に関しては設計どおりで、今回やらない部分はそのままで残すということですね。先ほどの答弁取消しで。といいますと、何でこういった設計になってしまうのかと私不思議でしようがないのですが。さっき調査という言葉も出ましたが、調査した調査会社がこれで十分だという根拠、どういうところでそういう根拠があるのか。本来であれば、あの建物はもう30年か35年たっていますよね。民間の建物だともう耐用年数に近くなってきているのかなと。ただ、鉄骨の建物だから、50年とか55年は耐用年数は見れるのかなと思うのですが、屋根の修理とか、屋根のふき替えとかという耐用年数は来ているのかなと思うのです。公共工事でやるのに何でこういう中途半端な施工をするのか。そこに私問題あると思うのです。やるときはしっかりと屋根全面やってほしいと。それぜひもう一度お願いします。

あと、この屋根の勾配どっちに行っているのか教えてください。この書類をそのまま見て、屋根の下がっている方向がどっちなのか。多分その下がっている方向で多少はやり方が変わるのかなと思うのですが、それも教えてください。

あと、この入札調書の件ですが、総務課長の答弁、全く理解はできるのです。できるだけ町内の業者に落札してもらいたいと。町内の業者が10社いるのであれば10社指名すればいいことなのですが、なかなかこの4社以外には厳しかったということだとは思うのですが、建築工事に指名出している業者はまだいるのかなと思うのです。いるとすれば、Aランクでなくても、救済の方法があるのであればそういう救済の方法で上げてくるというのも一つの方法だったのかなと私は思うのですが、2社でも3社でも競争の原理は多少は働いていますから、それはあんまり私も重きにはないのですが、指名の在り方です。在り方については、総務課長の言うとおり、地元に営業所ある限りは全て地元の企業だということで指名は出しますよと。そこまでは全く理解できるのです。ただ、指名は出したはいいが、部分的には辞退しないと失格にしますよと。そのグループ会社は落札しても失格にしますよと。そこの文言が私はどうしても納得いかないのです。指名出した以上は札入れる権利与えられたはずなのです。その権利与えられたのにもかかわらず辞退しなさいよというのは、私は理解できないのです。その辺をもう一回教えてください。

- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) お答えいたします。

まず、1点目の屋根の補修、改修方法でございますが、こちらさくらモールの施設につきましては 平成8年に建築されておりまして、約26年ほど経過している建物でございます。これまで大規模の屋 根の修繕というのは行っておりませんので、こちらについては今回一番重視した点につきましては営業を止めないということでございます。屋上にはこの赤く塗ったL字のところに受水槽とか室外機等があるということで、基本的には人が歩けるような管理通路ということになっております。構造上こちらについてはどうしても保温材等が覆えないということでございます。できれば一面覆って防水シートをやって、基本的には雨が入りづらいようなことをやりたかったのでございますが、こちらについては作業上できないということで、塗装としての工法となっております。屋根のふき替えとなりますと、やはり一度受水槽とか、そういうものを取っての工事になりますので、基本的には営業がストップしてしまうということもありますので、そういう観点からこのような工法で選定をさせていただきましたので……

〔「工法は別に悪いと言っているわけじゃないんだ。質問の趣旨が 違う」と言う人あり〕

○産業振興課長(坂本隆広君) はい。基本的には営業を止めないということ、あと工法上覆えないということでこのようになっておりますので、ご理解をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長(坂本隆広君) はい、分かりました。

あと、すみません、2点目、勾配でございますが、図面を確認いただきまして、ちょうど屋根の中央部に横にラインが入っていると思います。先ほど申し上げたハト小屋という長方形の中心部のところにラインが入っていると思いますが、ここを境に東と西に勾配がなっておりまして、雨どいで受けているというような構造になっております。

以上です。

○議長(高橋 実君) 総務課長。

○参事兼総務課長(林 紀夫君) 資本関係または人的関係があることで、このような形で例えばあ るとなれば、当然のことその親会社を同一とする子会社同士につきましては、親会社を含めて実質的 に一つのグループとみなされるべきでありますので、これらの会社の複数が同一の入札案件に入札を するということになりますと入札談合を疑われるなど、入札の適正さが阻害されるおそれがあるので 運用基準を定めたというところについてはご理解をいただいているものだと思います。その上で、町 といたしましては、例えばそのグループのうち1社だけ指名すればいいではないかというような話に なったとすれば、指名する指名しないという理由を合理的かつ明確につくり出せるかというところが 一つ問題としてあります。実はつくり出せないと思っております。繰り返しになりますけれども、仮 に資本関係または人的関係のある者のうち、入札案件ごとに1社は指名し、他社は指名しないとした 場合については、指名するまたは指名しないとする理由をやっぱり合理的かつ明確に説明することが 必要でありますし、また仮に資本関係または人的関係にある者を入札案件ごとに順番に指名するとい ったことをした場合についても、なぜその順番なのか、これもまた合理的かつ明確に理由をつけなけ ればならない。町といたしましては、指名競争の入札の公平、公正の根本となっている入札参加指名 が町の恣意的な考えで行われていると疑われることを一番に避けなければなりませんので、そのよう な疑いを持たれたということになると入札そのものの適正さが阻害されていると、より大きな疑いを 持たれるということになります。このようなことから、繰り返しになりますけれども、指名するまた は指名しないとする合理的かつ明確な理由がない限りは、指名基準に基づき、指名できる状態にある 全ての町内事業者を指名すべきであろうということで指名をするということにしておりますので、こ こはご理解をいただきたいと思います。その上で、数が足りないのではないか、数が足りなくて競争 性が確保されないのではないかというようなご指摘があるのであれば、それについては一つ一つ対応 をしてまいりたいと思いますし、それから今後においてこのような状況が頻繁に起こる、もしくは例 えば別なグループが出来上がっていくということになるのであれば、指名競争入札そのものの執行を 少し考えなければならないと。もう少し広い意味で、入札という基本は一般競争入札が基本でござい ますから、もしかするとそこに立ち返るといったところにかじを切らざるを得ないかもしれないとも 思っているところでございますので、我々業界の中の状況をしっかりと今後も注視してまいる考えで はありますが、その注視する中いろんな事象、事象が起きて、それに対応しなければならないという

ことであれば、行政ができる範囲の中でしっかりと対応をしていく。今回運用基準をつくりましたように、しっかりと対応をしていくというのが基本的な考えでおりますので、ご理解をいただきたいと、そう思います。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 討論。

7番、安藤正純君。

- ○7番(安藤正純君) 本工事請負契約は、系列関係のある複数の者の同一入札への参加を制限する 運用基準に基づいて行われたものと承知していますが、当町Aクラス5業者の中には親会社を同じく する子会社等が複数社あり、残された会社に対し有利に働く可能性があります。入札における公平の 理念に反し、この議案には反対いたします。
- ○議長(高橋 実君) 賛成の方はいますか。 2番、佐藤教宏君。
- ○2番(佐藤教宏君) 私からは、賛成討論をさせていただきたいと思います。

総務課長からもございましたが、今回の指名競争入札につきましては予定価格以下でありますし、 資本関係がない業者2社も入っていることから、問題がないと思っております。資本関係業者の談合 の可能性のみをもって今回のを否決としてしまうと、資本関係がない業者でも談合の可能性はあるこ とから、今後入札ができなくなってしまうと思います。談合があった場合には警察が調査して、裁判 所が判断するものと考えることから、町としては法律や国の方針に従い契約事務を進めていただきた いと思っておるところでございます。特に今回はさくらモールの雨漏りの修繕であるということもあ りまして、否決により改めて設計をし直して入札をやり直すということになりますと1か月、2か月 工事が遅くなってしまうと思います。さくらモールに入っている業者であったり、町民の方から町の 信頼性がなくなってしまう懸念もございますので、今回の議案については賛成させていただきたいと 思います。

- ○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。
- ○9番(渡辺三男君) 私は、この議案に関しては反対させていただきます。

といいますのは、まず私の答弁に率直に答えていただいていないと。屋根を全面改修すべきではないかと、経費削減のためにも。耐用年数も同じくたっているものを何でこういう中途半端に残すのかと。それに対して良心的に答えていただいていないと。

あとは、指名に関して、どうしても指名した業者が辞退しなくてはならないような状況が起きると。 そこの部分だけ私は引っかかるのです。その部分を何とか公平、公正になるように改革していただき たいということで、私は今回の議案に関しては反対させていただきます。

○議長(高橋 実君) ほかに討論ありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番(字佐神幸一君) 私は、この議案について賛成させていただきます。

先ほど2番議員もお話しいただきましたが、今ここで工事関係止めてしまいますとまた災害復旧が 遅れてしまうとともに、今回この工事の入札については公平にされたと自覚しておりますので、賛成 させていただきます。

○議長(高橋 実君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) これより議案第38号 工事請負契約についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(高橋 実君) 起立少数であります。(賛成2名 反対7名) よって、本案は否決されました。

○議案第39号 工事請負契約について

○議長(高橋 実君) 次に、日程第10、議案第39号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明を町長より求めます。 町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 議案第39号 工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、野菜集出荷施設敷地造成工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 実君) 内容の説明を産業振興課長に求めます。

産業振興課長。

〇産業振興課長(坂本隆広君) それでは、議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本事業は、町内及び双葉郡内において一大産地化を目指し作付が進められておりますタマネギの乾

燥、選別、貯蔵機能を有する野菜集出荷施設を整備するための敷地造成工事であり、財源として福島 再生加速化交付金事業により実施するものであります。4月26日に指名競争入札が執行され、予定価 格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

それでは、別紙資料7ページ、議案第39号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の名称は、野菜集出荷施設敷地造成工事です。工事の場所は、富岡町大字本岡字王塚地内、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和5年1月31日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め1億2,666万5,000円であり、請負者は株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。

8ページに本契約の特約条項、9ページには入札状況調書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、11ページ、議案第39号別紙資料2を御覧ください。資料右上に、建設予定地として今回の造成工事箇所をお示ししております。昨年完成いたしましたカントリーエレベーター敷地の西及び北側の場所となります。

次に、資料左側の図面を御覧ください。図面中、青着色部が今回の造成工事箇所、赤枠で囲んだエリアが開発区域となり、1 ヘクタールを超えることから、調整池を要する施設として県の開発行為許可を得て工事を実施いたします。

資料右側、中ほどに工事概要を記載しております。工期につきましては、先ほどの説明のとおり、 末工期を令和5年1月31日とし、8か月の工期となります。工事内容につきましては、敷地西側及び 北側にL字擁壁を設置し、南側にあります町道北郷会沢線と同じ高さまで盛土を行い、場内への側溝、 防火水槽の設置、上下水道工としまして給排水管の布設と下水道管の引込みを行う工事となります。

参考資料としまして、令和2年度双葉郡内町村のタマネギ作付状況と令和8年度時点での目標値、 施設イメージの写真を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後、造成工事後、建築工事も進め、令和6年春の施設稼働に向け安全第一に工事を進めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 実君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。 9番、渡辺三男君。
- ○9番(渡辺三男君) いよいよ待ちに待ったタマネギ集出荷施設の造成工事ということで、隣接町村、相双8か町村のタマネギを作っている方々も大変待ちに待っている施設なのかなと思うのです。 それは十分承知なのですが、やはりこれも同じく入札状況調書を見ますと5社指名の2社辞退ということで、まさに同じような現象が起きているということで、私やっぱりどうしてもこの部分に引っかかるものですから、もう一回説明といっても同じ説明になると思いますので説明はしてもらわなくてもいいですけれども、ぜひ指名の在り方考えていただきたいと。同一会社3社指名して1社しか札入

れられないというその状況にどうしても私納得いかないのです。そういう部分から考えるとどうして もこれは反対せざるを得ないということですので、ぜひその辺をご検討方お願いします。

あと一つですが、これは落札、賛成、反対には全然関係ないと思うのですが、タマネギの現在の作付の状況を見ますとかなり悪いのですよね。裸のような状態であるところも随分目立ってあるということで、こういうことを繰り返すとせっかく出来上がる頃はタマネギ作る団体がいなくなるなんていう心配、私今朝見ながら走ってきたのですが、それはどんな状況であんなに悪いのか。多分産業振興課は分かっているのかなと思いますので、ひとつその辺のお答えをお願いします。

- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) お答えいたします。

役場西側で大分タマネギ大きくなってきまして、圃場によってはちょっとばらつきがあるといいますか、ぱらぱらとしかなっていないような圃場もあります。あちらにつきましては、これまでも双葉普及所の指導を受けながらやっておりますが、基本的に植え方が違っているということでございます。機械で丁寧に植えていったものについてはしっかりとたくさん、密になっているところがあるのですが、その苗の植え方について直接植えたものについてはばらばらになっているというところがあります。そこについては、今後、基本的には反の収量をやはり上げていかなくてはなりませんので、双葉普及所の指導をしっかり受けながら、どういう作付が一番いいのかということで、今後ともご指導を受けて、農家の方と一緒にこちらは勉強していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。
- ○9番(渡辺三男君) ありがとうございます。タマネギ、当町で真っ先に作り始めた上手岡なのですが、あそこの状態を見てもかなりやっぱり悪いところがあるものですから、私かなり天候不順なのかなという捉え方したのですが、普及所の指導不足ということもあるのであればその辺を早急に検討して、きちっとした指導をしていただくということで、やっぱり一年一年収穫量が上がっていくような指導をしていかないと出来上がる頃は作る人がいなくなったなんていう状況生まれかねませんので、ぜひその辺はよろしく産業振興課で指導方をお願いしたいと思います。
- ○議長(高橋 実君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(坂本隆広君) ありがとうございます。答弁の中で、ちょっと私の表現が悪かったと思いますが、普及所の指導が悪いということでは決してありません。県職員については、現地に行っていろいろと農家の方といつもお話をしておりますので、そちらについては継続してやっていきたいと思っております。富岡以外にも双葉郡内、浜通りで作付されている方がいますので、タマネギの振興部会等もありますので、そういうところで技術を習得して、より多くの反収ができるように皆さんとしっかりと学んでいきたいと考えております。ありがとうございます。
- ○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) 申し訳ありません。指導不足というのは取り下げますので。

あと、勉強会なり、いろいろ作っている同士が意見を交わすことによってちょっとでもいいものが できると思いますので、ぜひその辺の指導方よろしくお願いいたします。答弁はいいです。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、質疑を終了いたします。

討論。

9番、渡辺三男君。

- ○9番(渡辺三男君) この案件も、先ほど言ったとおり、私はどうしてもその入札の部分で引っか かる部分ありますので、この集出荷の造成工事に関しても反対させていただきます。
- ○議長(高橋 実君) 賛成の方は。

7番、安藤正純君。

- ○7番(安藤正純君) 落札業者は、議案38号で述べたところの系列関係にあるグループ企業に入っておらず、事前打合せ等に参加する立場にありません。公共性は保たれたと判断し、本議案に賛成いたします。
- ○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) なければ、これより議案第39号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長(高橋 実君) 起立多数であります。(賛成8名 反対1名) よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長(高橋 実君) 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和4年第4回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時00分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実 員 議 佐 藤 教 宏 議 員 佐 藤 啓 憲